

最近の農政・林政のトピックス

(基本法見直し、水田農業の方向、国土強靱化、森林環境譲与税)

令和5年12月9日

参議院議員

しん どう かね ひ こ
進 藤 金日子
北水会会員 (P61)

1. 食料・農業・農村基本法の見直しの方向

○ 国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、**平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し**。この見直しの方向性について、「**食料・農業・農村政策の新たな展開方向**」で取りまとめ。(令和5年6月2日:食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定)

平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立

○ 食料安全保障の定義

食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、**平時からの食料安全保障**を確保。

○ 輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化

小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の**国内農業生産の増大**や**飼料、肥料等の生産資材の確保**を図るとともに、**輸入の安定確保**や**備蓄の有効活用**等も重視。

○ 海外市場も視野に入れた産業に転換

輸出拡大により農業・食品産業の生産基盤を確保。

○ 適正な価格形成に向けた食料システムの構築

持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの**各段階で適正な価格形成の実現**。

○ 全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物弱者等や、経済的理由により十分な食料を入手できない者も健康な食生活が送れるよう**地域の食品事業者による供給体制を整備**。

環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立

- ・環境負荷低減等を行う**持続的な農業を主流化**。
- ・農業生産、加工、流通、小売を含む**食料システム全体でグリーン化**。

人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立

～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～

○ 人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立

- ・農村の人口が急減する中で、離農する経営体の農地の受け皿となる**経営体等（担い手）の育成・確保**。
- ・**農業法人等の経営基盤の強化**。
- ・地域の話し合いを基に、担い手に加え、**多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産**につなげる。

○ スマート農業などによる生産性の向上

- ・**スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保**。
- ・**農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業体の育成・確保**。

○ 家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等

～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～

○ 農村コミュニティの維持

- ・イノベーションによる**ビジネス創出や情報基盤整備**等により都市から農村への移住、関係人口の増加等を図る。

○ 農村インフラの機能確保

- ・集落機能の低下が懸念される地域においても、**農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理**を図る。

2. 食料安定供給・農林水産業基盤強化に向けた緊急対応パッケージ

- 岸田政権が掲げる「農林水産物・食品の輸出促進」、「農林水産業のグリーン化」、「スマート農林水産業等による成長産業化」、「食料安全保障の強化」の4本柱について、**緊急的に取り組むべき対策を取りまとめ**。
- 今後、本パッケージの取りまとめ内容が確実に実施されるよう、**経済対策へ反映させ、年末までを目途に食料安全保障強化政策大綱の改訂**を行うものとする。

農林水産物・食品の輸出促進

- 品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
輸出の拡大に向けて、品目団体の認定数を早急に増やし、生産から販売までの事業者が一体となって行う輸出促進に係る規格の統一、プロモーション、海外市場調査といった取組を支援
 - 輸出先国において販路開拓を推進する官民連携の体制の強化
主要な輸出先である8か国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所等から構成される「輸出支援プラットフォーム」の活動を強化し、現地の小売業者と組んだマーケットインによる輸出の取組を支援
 - 食料供給基盤を支える輸出産地の形成
海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成への支援、輸向HACCP等対応施設の整備への支援、輸出等に取り組むスタートアップ企業への投資促進等
 - 知的財産権の保護・活用
優良品種の海外流出を防止するための海外における品種登録出願の推進や、海外における模倣品の監視等
- 等

農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の加速化
2030年までの化学肥料の使用量20%低減等の目標に向けて、化学肥料・農薬の使用低減などグリーンな栽培体系への転換や有機農業の拡大に向けたオーガニックビレッジの創出、省エネ施設の導入、バイオマスの地産地消等を支援
 - 堆肥・下水汚泥資源など国内資源の活用
ペレット化と広域流通に向けた支援、飼料・堆肥の相互供給の強化に向けた耕畜連携等への支援
- 等

スマート農林水産業による成長産業化

スマート農業の振興の法制化に向けた検討の加速化

- 経営・技術等でサポートする事業体の育成・確保
(経営体を支えるサービス事業体に対する機械導入への支援等)
 - スマート技術に適した生産・流通方式への変革
(スマート技術に適した栽培方法への転換支援、水産資源管理の推進等のためのICT活用への支援)
- 等

食料安全保障の強化

1 過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換

- 小麦、大豆、加工・業務用野菜等の生産拡大
(畑地化・団地化による小麦・大豆の本作化への支援、野菜の一次加工の強化等に向けた支援)
 - 粗飼料、養殖飼料用魚粉等の生産拡大
(飼料・堆肥の相互供給の強化に向けた耕畜連携等への支援、養殖飼料用魚粉の供給体制の構築等に向けた支援)
 - 堆肥・下水汚泥資源など国内資源の活用
(ペレット化と広域流通に向けた支援、飼料・堆肥の相互供給の強化に向けた耕畜連携等への支援)
 - 米粉の利用拡大
(米粉の利用拡大に向けた米粉商品の開発、米粉・米粉製品の製造能力の強化等への支援)
 - 食品原材料の国産切替え
(原材料の安定調達と産地の育成に向けた食品製造事業者等と産地との連携により、国産原材料への切替え促進)
- (再掲) 等

2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換

- 将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
(農業者が急速に減少する中で、農地を集約し地域の農業を担う経営体の機械等への追加投資の負担軽減等への支援)
 - 省力化に対応した基盤の整備・保全
(ほ場の大区画化、水利施設の省力化や集約・再編等)
 - 経営・技術等でサポートする事業体の育成・確保 (再掲)
(経営体を支えるサービス事業体に対する機械導入への支援等)
- 等

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換

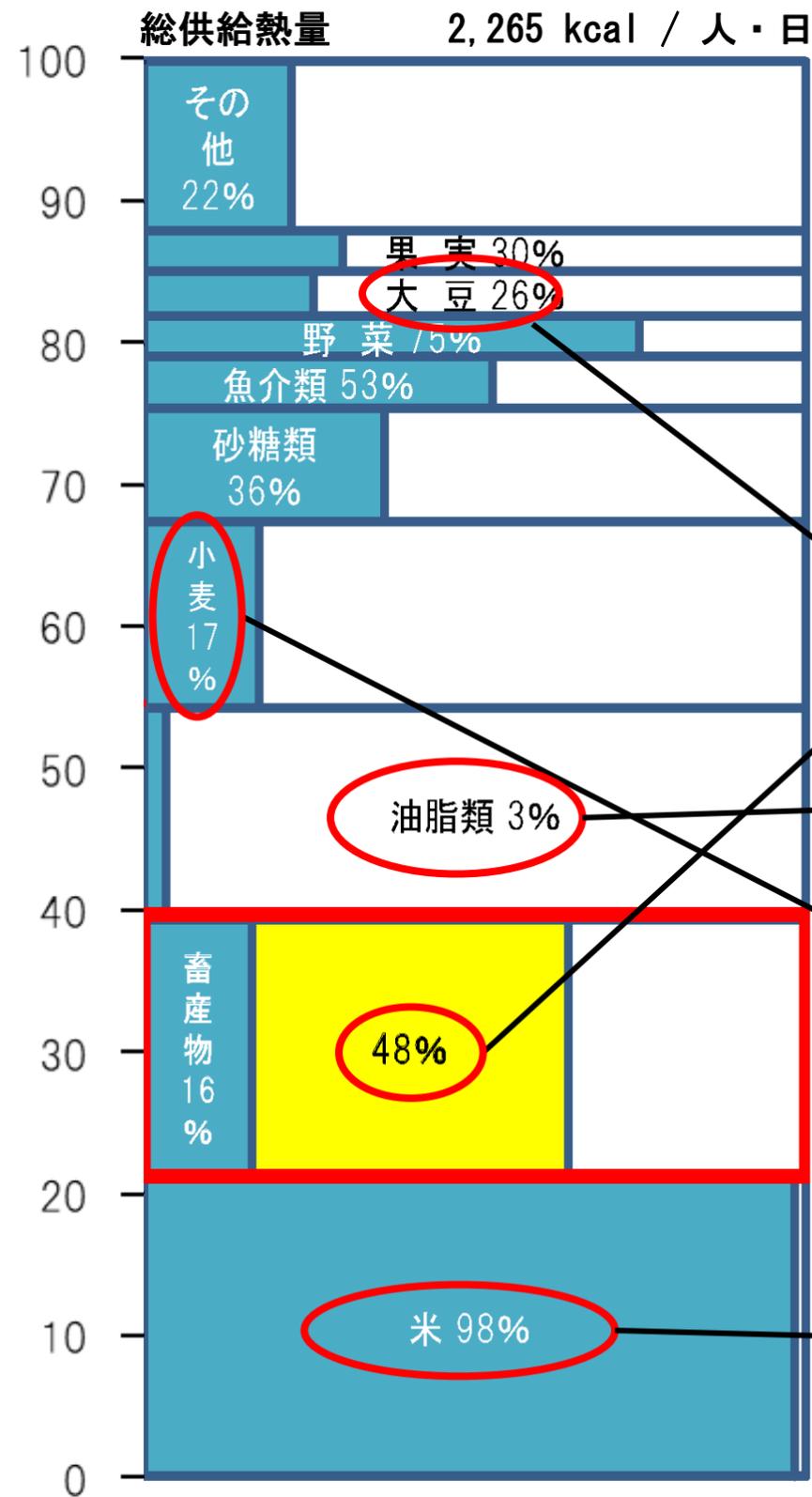
- 地域の食品アクセスの確保に向けた環境整備
(フードバンク・子ども食堂等への未利用食品・政府備蓄米の供給などの地域ぐるみでの課題解決の取組への支援)
 - 食品ロス削減
(3分の1ルールなど商慣習の見直しの取組の推進、企業による食品ロス削減の取組の開示の推進等)
 - 適正な価格形成と国民理解醸成
(コストを反映した価格形成の取組を促すための調査・検証、持続可能な食料システムの構築に向けた国民理解の醸成等)
 - 安定的な輸入の確保
(穀物等の海外の集荷・港湾施設への投資促進、野菜種子の採種適地の確保等への支援)
- 等

※ 上記のほか、新規就農者等の就農準備や初期投資の負担軽減、雇用就農の確保に向けた対策強化、外国人材等の労働力の確保など、農業を支える人材の確保に向けた対策について当初予算も含めて

食料安全保障強化政策大綱の改訂
経済対策の取りまとめ

3. 食料安全保障政策の推進

(令和3年度：カロリーベース総合食料自給率38%)



食料安全保障政策推進の観点から、食料自給率向上を図るため、輸入を国内生産に置換える対策を重点的に実施すべき。

- 1. 輸入飼料を自給飼料に置換える対策**
- ① 戦略作物助成(飼料用米,WCS用稲,飼料作物), 産地交付金
 - ② 畜産生産力・生産体制強化対策事業
 - ③ 草地関連基盤整備 等

- 2. 国産大豆の供給を強化する対策**
- ① 戦略作物助成(大豆)、産地交付金
 - ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

- 3. 国産麦の供給を強化する対策**
- ① 戦略作物助成(麦)、産地交付金
 - ② 水田麦・大豆産地生産性向上事業 等

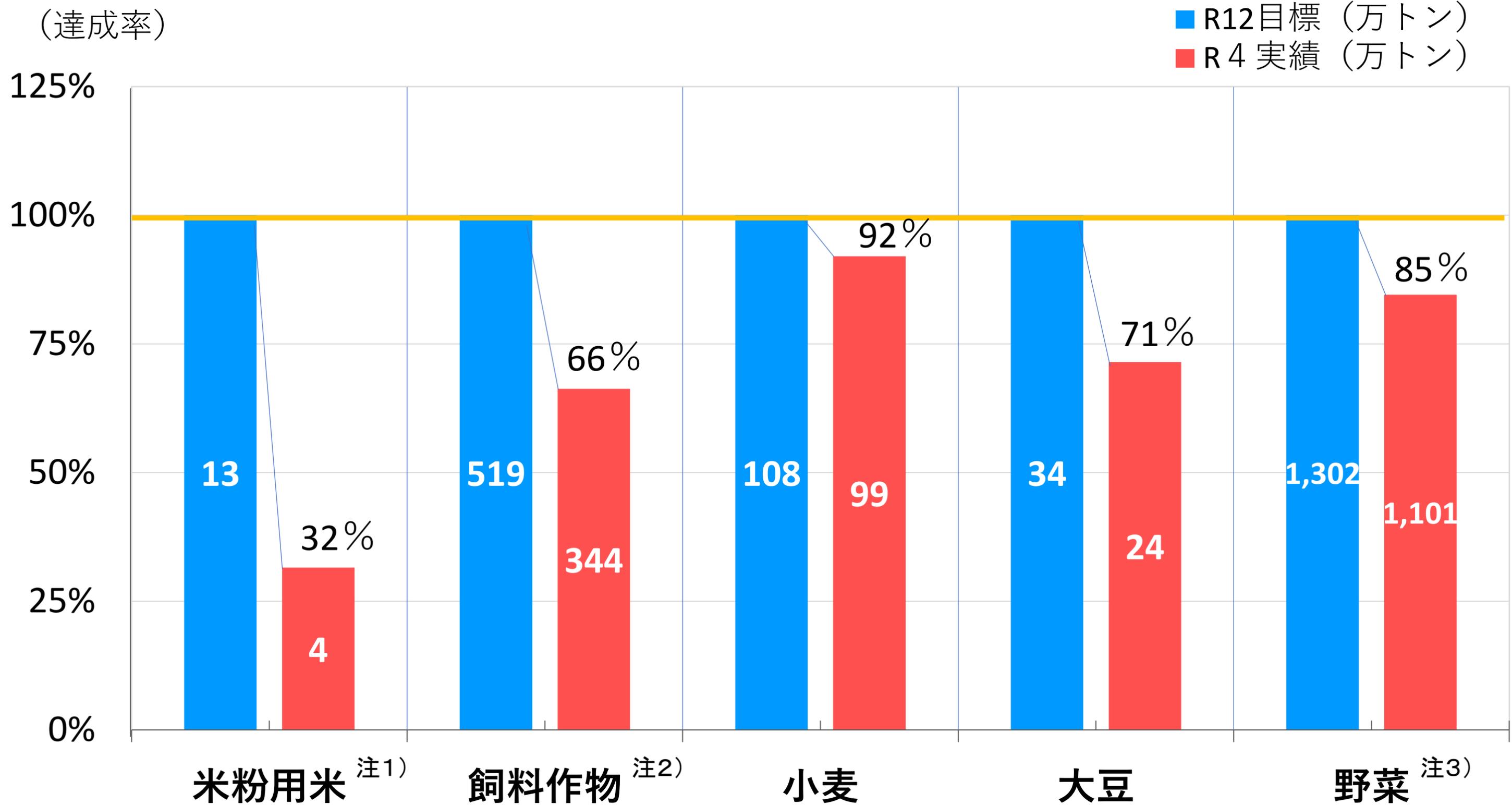
- 4. 米の需要を拡大する対策**
- ① 戦略作物助成(米粉用米)、産地交付金
 - ② 食育推進、国産農産物消費拡大 等

凡例



※「食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業」なども実施
 注) 上記の戦略作物助成及び産地交付金は、水田活用の直接交付金のメニュー。

4. 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月)における生産努力目標(令和12年)と実績 ④



注1)・・・米粉用米については、R3実績値。

注2)・・・飼料作物については、TDN(可消化養分総量)万トン、R4の実績は概数値。

注3)・・・野菜については、R3速報値。

- 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。
- また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。
- 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)で対応。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 戦略作物助成 | 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援 |
| 2. 産地交付金 | 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援 |
| 3. 都道府県連携型助成 | 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援 |
| 4. 畑地化促進助成 | 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援 |

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します(値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外)。

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 | 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組(収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援) |
| 2. 海外向けの販売促進等の取組 | 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 3. 業務用向け等の販売促進等の取組 | 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組 |
| 4. 非主食用への販売の取組 | 主食用米を非主食用へ販売する取組 |

○ 収入減少のためのセーフティネット

- | | |
|----------------|--|
| 収入保険(青色申告者が対象) | 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。
農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します(保険料の50%、積立金の75%を国庫補助)。 |
|----------------|--|

ナラシ対策(認定農業者等が対象) 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みたた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

(2) 水田活用の直接支払交付金

【令和5年度予算額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした**魅力的な産地づくり**に向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. コメ新市場開拓等促進事業

11,000百万円

産地と実需者との連携の下、**新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組**を行う農業者を支援します。*8

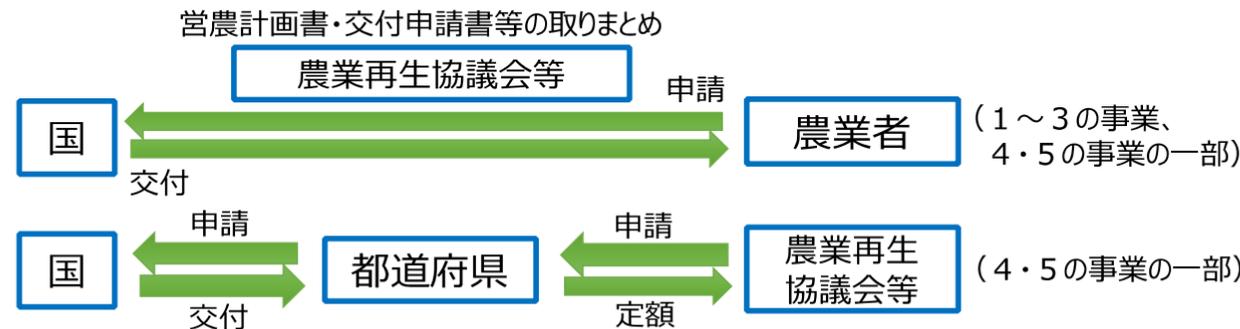
*8 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5. 畑地化促進助成

2,215百万円

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

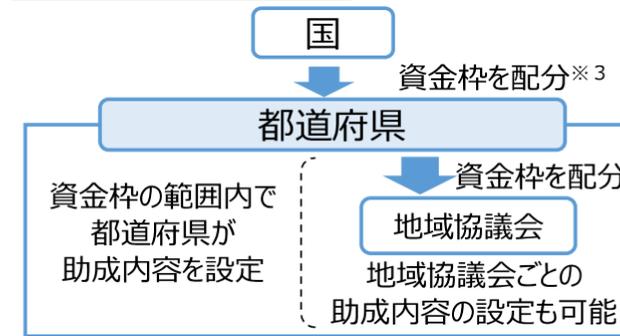
<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・ 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

*2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成

（令和4年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援（高収益作物：17.5万円/10a*4 ※4：令和5年度までの時限単価
畑作物（高収益作物以外）*5：14.0万円/10a*6 ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※6：令和4年度補正予算における単価
- ② 定着促進支援
ア 高収益作物（2万円（3万円*7）/10a×5年間）（①とセット）
イ 畑作物（高収益作物以外）*5（2万円/10a*6×5年間）
※7：加工・業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援（①とセット）
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

<対策のポイント>

国産需要が高まる**麦・大豆等の畑作物の本作化**に向け、**水田における畑作物の導入・定着に向けた取組**や、**機械・技術の導入**のほか、水田の畑地化・畑地の高機能化等に必要となる**基盤整備**、安定供給に向けた**流通対策**、利用拡大に向けた**消費対策等の支援**を行います。

<政策目標>

- 麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108万t、大麦・はちか麦 23万t、大豆 34万t [令和12年度まで]）
- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] →145万t [令和12年まで]）

<事業の全体像>

水田における畑作物の本作化の促進

○ 畑地化促進事業 75,000百万円

- ・ 水田の**畑地化**や畑地化後の**畑作物の定着**までの**一定期間**を支援
- ・ 畑作物の産地づくりに向けた**関係者間の調整**や、土地改良区の**地区除外決済金**等を支援

田畑輪換の例（4年4作）



○ 畑作物産地形成促進事業 18,000百万円

- ・ 実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入**や**畑作物の導入・定着**に向けた取組を支援

小麦・大豆の国産化の推進

○ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 5,000百万円

- ・ 麦・大豆等の国産シェアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの**団地化**や**営農技術の導入**等を支援するほか、安定供給に向けた**一時保管**や**新たな流通モデル**づくり、利用拡大に向けた**新商品開発**、**マッチング**等を総合的に支援

○ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）8,000百万円

- ・ **農業機械**や**乾燥調製施設**の導入、**ストックセンター**の整備、**食品加工施設**の整備等を支援

加工・業務用野菜等の国産化の推進

○ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物等）2,500百万円

- ・ 加工・業務用野菜等の国産シェアを拡大するため、サプライチェーンの強靱化に向けた**農業機械・技術**等の導入、**流通加工施設の整備**、**需要拡大**に資する**全国的な取組**等を支援

国産需要の高い作物の生産拡大支援

○ 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 3,200百万円の内数

- ・ **てん菜の一部**を国産需要の高い**大豆**等に転換する取組を支援

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 46,000百万円の内数

- ・ **パイプライン化**や**排水改良**等による**水田の畑地化**等の**基盤整備**を支援



- ・ **畑地かんがい施設**の整備や**区画整理**、**農道整備**等の**基盤整備**を支援



- ・ 畜産クラスター計画を策定した地域において、**草地の大区画化**、**排水改良**等の**基盤整備**を推進



(4) 畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

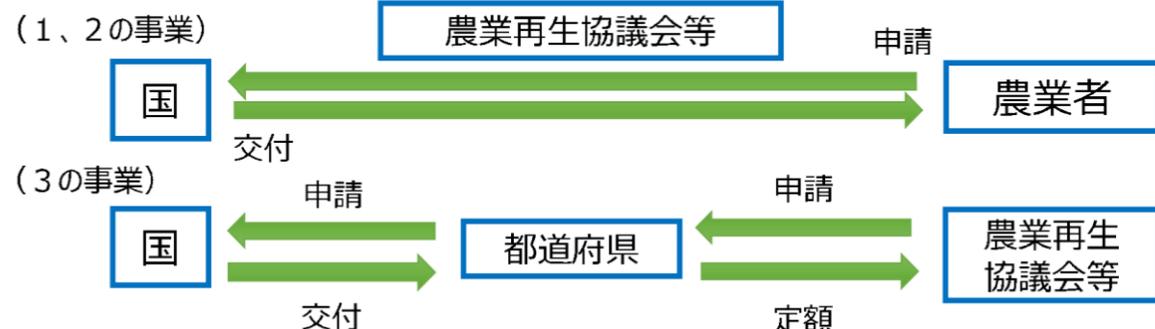
水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



<事業イメージ>

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円*/10a <small>〔※ 令和5年産に採択された者は 17.5万円/10a〕</small>	・ 2.0 (3.0*) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0*) 万円/10a (一括) <small>〔※ 加工・業務用野菜等の場合〕</small>
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



(参考) 畑地化促進事業について (6年産単価)

- 「畑地化促進事業」については、畑作物が連続して作付けされている水田について、麦・大豆、加工・業務用野菜等の需要のある作物の産地化に向け、畑地化支援・定着促進支援等により着実に支援する仕組みを措置。令和5年産については、申請され確認されたものに比べられる予算を確保。
- また、畑地化支援の単価は10.5万円/10aが基本ではあるが、**畑地化の合意形成などの意見調整に時間を要している産地もあることから、令和6年産の畑地化支援の単価については、いずれも14.0万円/10aとすることとしたい。**

畑地化促進事業

畑地化支援・定着促進支援

① 令和5年産単価

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円 /10a * 令和5年度までの時限単価	・ 2.0(3.0※)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※)万円/10a(一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円 /10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a(一括)

② 令和6年産単価

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円 /10a	・ 2.0(3.0※)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※)万円/10a(一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円 /10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a(一括)



産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

② 土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組む農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

※ 加工・業務用野菜等の場合

(5) 小麦・大豆の国産化の推進

令和5年度補正予算額 13,000 百万円

【令和5年度予算額 90 (100) 百万円】
(令和4年度補正予算額 14,361百万円)

<対策のポイント>

産地と実需が連携して行う**小麦・大豆の国産化を推進**するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による**生産性向上**や**増産**を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けた**ストックセンターの整備**や**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援します。

<事業目標> [平成30年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (76万t→108万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (17万t→23万t)
- 大豆生産量の増加 (21万t→34万t)

<事業の内容>

1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

5,000 百万円

① 生産対策 (小麦・大豆生産技術向上事業)

90 (100) 百万円

【令和4年度補正予算】5,961百万円

小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、**作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入**等を支援します。

② 流通対策

【令和4年度補正予算】300百万円

ア 麦類供給円滑化事業

国産小麦を**一定期間保管**することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

イ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業

小麦・大豆の流通構造の転換に向けた**新たな流通モデルづくり**を支援します。

③ 消費対策 (小麦・大豆利用拡大事業)

【令和4年度補正予算】100百万円

国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、**新商品開発**や**PR、マッチング**等を支援します。

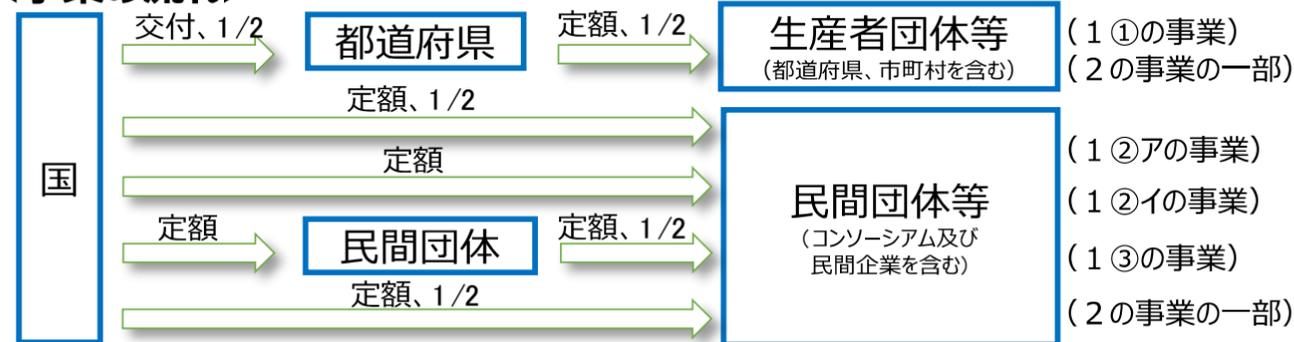
2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策 (小麦・大豆)

8,000 百万円

【令和4年度補正予算】8,000百万円

産地と実需が連携して国産小麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する**農業機械**や**乾燥調製施設の導入**、不作時にも安定供給するための**ストックセンターの整備**、国産小麦・大豆の利用拡大に向けた**食品加工施設の整備**等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産対策



営農技術の導入 (定額)



農業機械の導入 (1/2以内)



乾燥調製施設の整備 (1/2以内)

流通対策



- ・ スtockセンターの整備 (1/2以内)
- ・ 一定期間の保管 (定額、1/2以内)

消費対策



- ・ 新商品の開発 (定額、1/2以内)
- ・ 加工設備・施設の導入 (1/2以内)

小麦・大豆の国産化を一層推進

【お問い合わせ先】 (1) ①、1) ②イ、1) ③(大豆)、2) の事業)

農産局穀物課 (03-6744-2108)

(1) ②ア、1) ③(麦)の事業)

貿易業務課 (03-6744-9531)

(参考) 国産飼料増産対策事業 (新規)

令和6年度予算概算要求額 1,589 (一) 百万円

<対策のポイント>

飼料生産が可能な土地を最大限に活用し飼料生産面積を拡大させ、効率的な飼料生産を実現する担い手を強化するとともに、飼料の単収向上を図る取組を支援することにより畜産農家が安心して家畜の飼養管理に邁進することを可能としつつ、国産飼料増産を図る取組を支援します。

<政策目標>

飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 土地利用推進型

① 耕畜連携推進

耕畜連携による飼料作物の供給・利用の拡大のための調査・支援体制の整備や、畜産農家等が耕種農家等に飼料分析等の情報を提供する取組を支援します。

② 放牧等活用強化

公共牧場における飼料作物の生産・外部供給体制の強化を図るとともに、公共牧場等の放牧地、耕作放棄地等を活用した放牧の拡大を図る取組を支援します。

2. 担い手強化型

① 飼料生産組織等の作業能力向上等の支援

飼料生産組織等が取り組む、飼料の生産・販売や作業受託の拡大などの運営強化・新規参入、飼料生産の効率化・省力化を支援します。

② 人材確保、免許取得や技術習得等の支援

人材確保・育成に必要な免許取得や研修会の開催等を支援します。

3. 単収向上型

① 「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産等

立地、気候、土壌条件等に応じた飼料作物の増産計画の策定、飼料作物の安定生産や生産性向上を図るための技術導入等を支援します。

② 飼料作物優良品種の利用促進

優良品種種子の確保と技術指導等による迅速普及を図るとともに、飼料作物種子の国内備蓄体制の構築等を支援します。

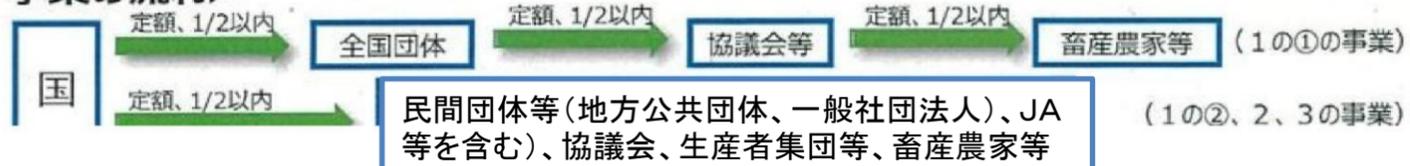
4. 環境配慮型

温室効果ガス削減飼料の効果や畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析等の取組を推進します。

(関連事業) 整備事業

公共牧場の機能強化のための施設、国産飼料の流通拠点、放牧のための施設の整備を支援します。

事業の流れ



<事業イメージ>

2. 担い手強化型

飼料生産組織等の作業能力向上



作業受託・飼料供給

畜産農家

1. 土地利用推進型

放牧の導入



放牧の利用推進や条件整備を支援

耕畜連携

耕種農家

耕畜連携の体制整備等を支援

転換

飼料作物(青刈り・子実用とうもろこし、牧草等)

飼料の供給、たい肥の供給、飼料分析等の情報提供

家畜の預託

飼料供給

公共牧場の「飼料生産基地機能」及び「家畜預託機能」の強化を支援

公共牧場の活用強化

3. 単収向上型

「飼料増産計画」に基づく飼料作物の増産

6月	OG: 1番草
7月	TY: 1番草
8月	OG: 2番草
9月	TY: 2番草
	OG: 3番草

転換後の収穫期イメージ

(注)OG:オーチャード、TY:チモシー



子実用とうもろこし等の実証・生産モデルの確立を支援

飼料作物優良品種の利用促進

種子供給

種子の備蓄や優良品種の普及を支援

- 国土強靱化については本年6月の基本法改正、7月の基本計画の改定を経て、新たな基本計画の下で施策をさらに進めることとしている。

国土強靱化基本法の改正（令和5年6月）

- ・「**国土強靱化実施中期計画**」の策定を新たに規定。
- ・上記中期計画のうち「**その推進が特に必要となるものの内容及び事業の規模**」等を定めることを規定。

国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月）

- ・これまでの防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化、官民連携に加え、新たにデジタル等新技術の活用、地域における防災力の一層の強化を位置づけ。
- ・農業農村整備事業関係では、以下の施策を位置づけ、計画的に推進。

国土強靱化基本計画に位置付けられた施策（農業農村整備事業関係）

- 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水の防止
 - ・ため池の改修、農業用排水施設等の整備・改修
- 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成
- 「田んぼダム」の取組実施
 - ・地域の共同活動支援、水田の貯留機能を向上させる農地整備
- ため池等の農業水利施設の耐震化
- 農業水利施設、農道橋等の老朽化対策・保全対策
- 農業農村整備に係る防災・減災対策
 - ・農業水利施設のGISデータ整備、農地浸水マップの作成、新技術の開発・共有
- 農業水利施設の耐災害性強化
 - ・耐震化、戦略的な維持管理・機能強化、デジタル技術を活用した遠隔監視
- 大規模災害時に速やかに復旧するための応援体制の整備
- 総合的な渇水対策の実施
 - ・節水に関する指導・助言、ポンプの貸し出し
- 地域の防災力向上に資する農山漁村の地域コミュニティの維持・活性化
 - ・農山漁村における就業の場の確保、所得の向上・雇用の増大
 - ・農村の集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を集約的に整備
- 国土保全、水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の適切な発揮
 - ・野生鳥獣による農作物被害の防止対策
- 農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備
- 避難路や迂回路に指定された農林道等の周知
- 停電時でも稼働できる体制の構築
- 土地改良区におけるBCPの策定

※ 赤字は新たな基本計画に追加して記載された施策

7. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等の進捗状況

○ 令和3年度～令和7年度で実施中の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については農業農村整備事業関係のKPIが順調に進捗するとともに、政府全体の事業費ベースでは79%の進捗。

KPIの進捗状況（農業農村整備事業関係）

	R2年度 (対策策定時)	R7年度末 (KPIの目標値)	KPIに対する進捗率		
			R3年度末 (R2年度補正予算)	R4年度末 (R3年度補正予算)	
農業水利施設の整備 (湛水被害が防止される地域)	0.0万ha	21.0万ha	27%	47%	
水田の貯留機能の向上 (「田んぼダム」の取組面積)	4.0万ha	10.0万ha	56%	74%	
防災重点農業用ため池の 防災・減災対策 (防災対策の着手)	0.9万箇所	4.6万箇所	51%	72%	
農業水利施設等の 老朽化、豪雨・地震対策 (更新対策の着手)	水路	0km	1,200km	20%	60%
	排水 機場等	0箇所	260箇所	20%	46%

事業費の進捗（参考）

全体事業費 おおむね15兆円程度 ⇒

- 令和2年度補正予算まで **4.2兆円 (28%)**
- 令和3年度補正予算まで **7.2兆円 (48%)**
- 令和4年度補正予算まで **9.9兆円 (66%)**
- 令和5年度補正予算まで **11.8兆円 (79%)**

※ R4年度末進捗は速報値であり、その後の精査によって数値が変動する可能性がある。

※ほかに国土強靱化緊急対応枠として0.4兆円の措置

防災重点農業用ため池の防災・減災対策

(和歌山県橋本市)【国土強靱化5か年加速化対策の活用】

ため池の洪水吐きの流下能力が不足しており、大雨時に洪水が堤体を越流すると、ため池が決壊して下流側の農地、住宅等に被害が生じるおそれ。

改修工事を5か年加速化対策で実施

- 改修工事によって洪水吐きの流下能力を大幅に強化
- 令和5年6月の大雨時(55mm/時)では被害なし(未改修の場合、被害が発生したものと想定される)
- 下流側の農地、住宅への被害を未然に防止

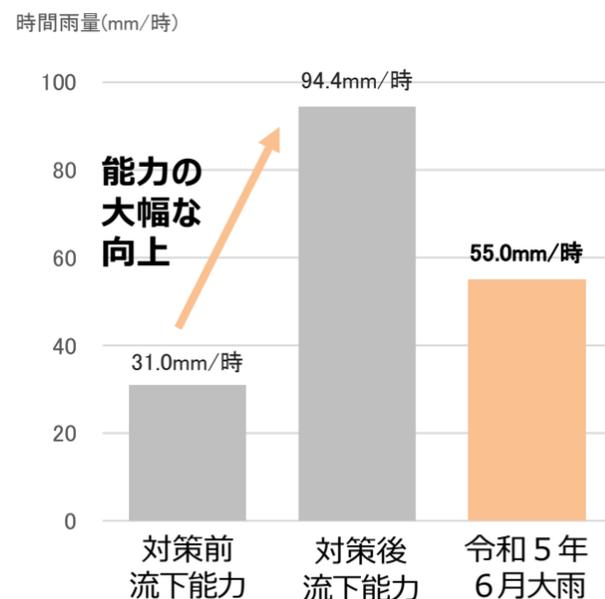
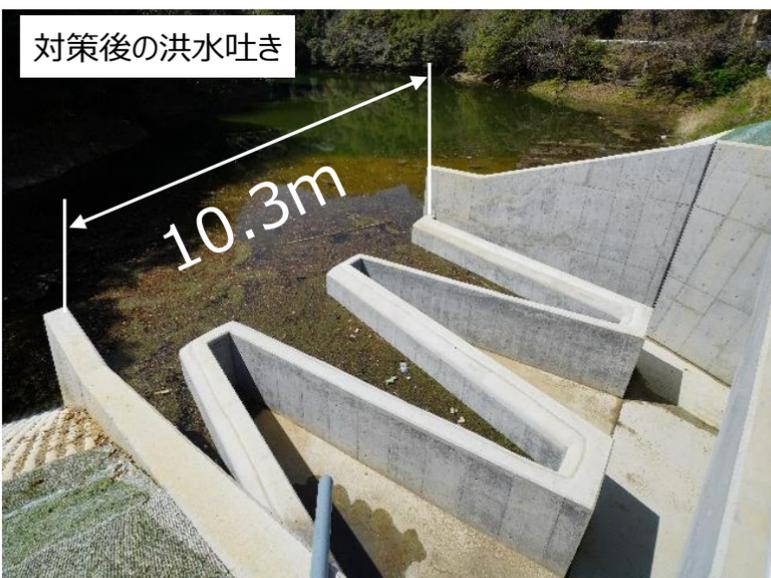
対策工事後の洪水吐き

越流幅 10.3m

流下能力 45.5m³/s

(対策前流下能力(12.54m³/s)の約3.6倍)

洪水吐きの流下能力(雨量換算)

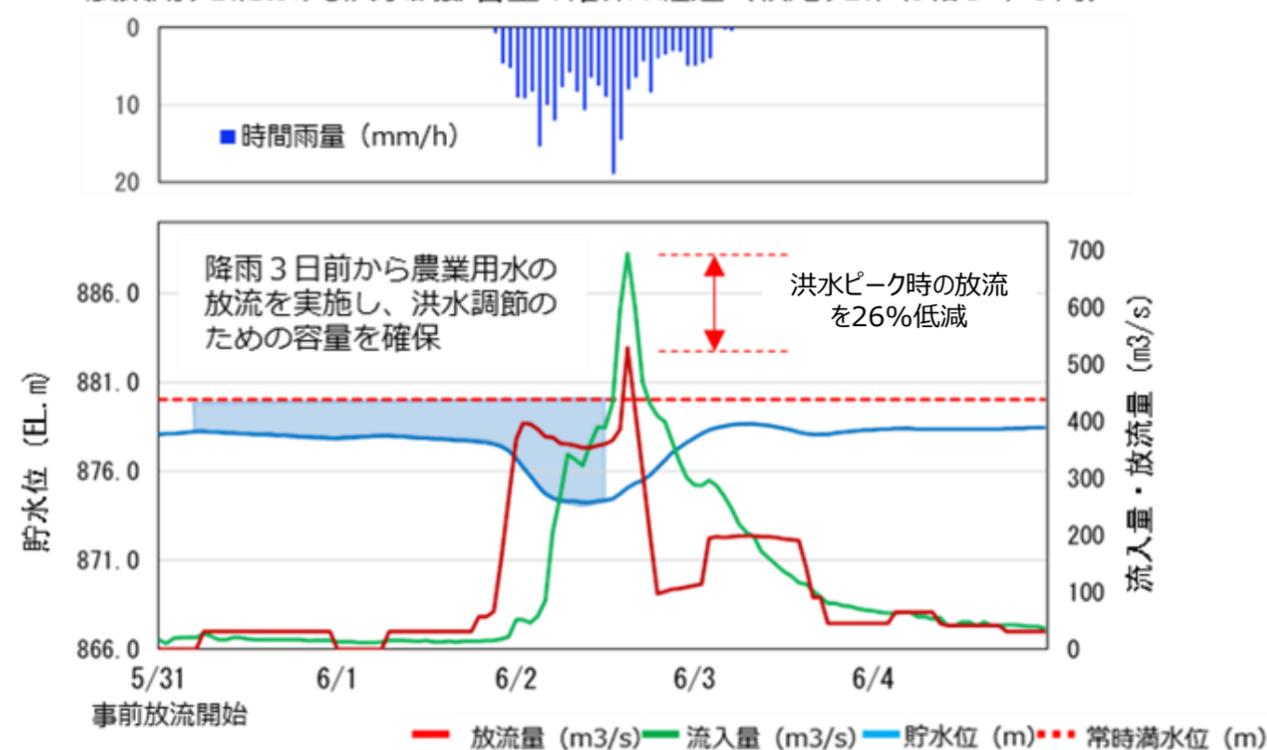


農業用ダムによる洪水調節機能強化の取組

農業用ダムの有効貯水量を洪水調節に最大限活用するため、令和5年度では5月上旬から7月中旬までに、延べ29基の農業用ダムにおいて事前放流等により洪水調節容量を確保し、下流河川の水位上昇の緩和・被害防止に寄与した。

○長野県牧尾ダムの事例

農業用ダムにおける洪水調節容量の確保の経過(牧尾ダム、令和5年6月)



令和2年7月豪雨の際には、事前放流により洪水ピーク時の放流を2割低減。

流域の3町村長(上松町、南木曾町、大桑村)がダムを訪問し、感謝と激励の言葉を述べるなど、事前放流の効果について下流域で評価。



事前放流状況

7. 森林環境譲与税の譲与基準の見直しと活用事例

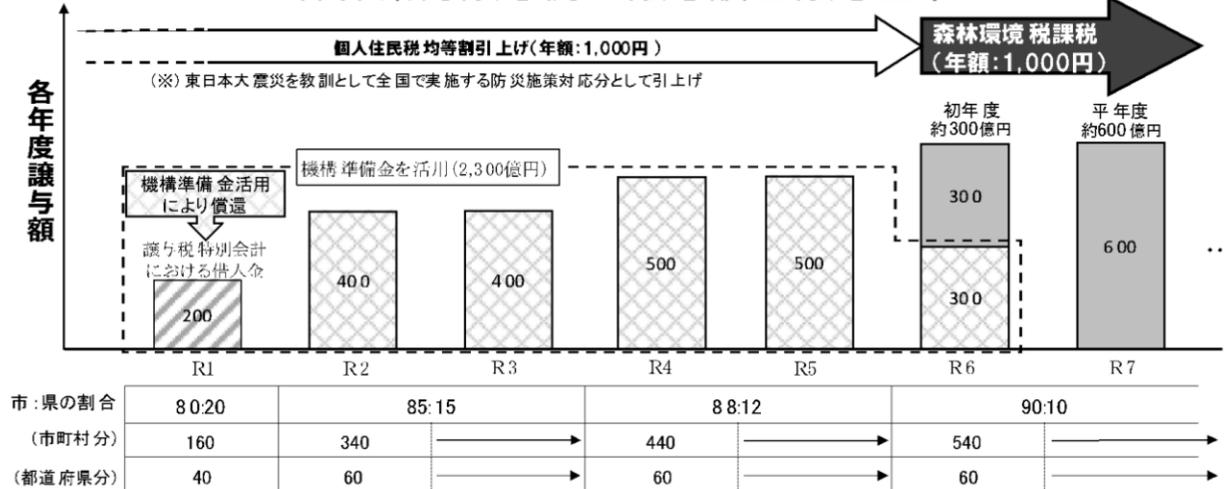
森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し 〔森林環境譲与税〕〔創設年度：令和元年度〕

【政策の背景・目的】

- 森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度に創設。
- 森林環境譲与税の譲与開始以降、地方公共団体においては、管理が行き届いていない森林について、所有者への意向調査や境界確認等を行いながら、間伐等の森林整備を進めており、今後は、この成果を踏まえつつ、更に森林整備を本格化していく必要。
- また、社会問題ともなっている花粉症対策を進めつつ、カーボンニュートラルの実現に貢献していくため、花粉の少ない苗木による植替えを含む再造林等の森林整備を実施していく必要。

【制度の概要】

＜森林環境譲与税の譲与額と譲与基準＞



【譲与基準】

市町村分	50% : 私有林人工林面積 (※以下のとおり林野率による補正)	林野率	補正の方法
	20% : 林業就業者数	85%以上の市町村	1.5倍に割増し
都道府県分	30% : 人口	75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
	市町村と同じ基準		

【森林環境譲与税の見直しに向けた要望・提言】

- 森林整備をはじめとして譲与税の活用が進んでおり、主として山間部の地方公共団体より、森林整備を一層推進する観点から、譲与基準を見直すべきとの要望。
 - 令和5年度の譲与税活用予定額
都道府県・市区町村合計：534億円（譲与額に対して107%）
- 令和4年11月には、（自）地球温暖化防止のための森林吸収源対策PTにおいて、「森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境税の課税が開始される令和6年度を念頭に、森林の多い市町村への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すべきである」との提言がとりまとめ。

【令和5年度税制改正大綱（抜粋）】

令和5年度税制改正大綱（令和4年12月16日）

（前略）全国の地方公共団体において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。

【令和6年度税制改正要望】

都市部等における木材利用の取組に配慮しつつ、森林整備をより一層推進する観点から、令和6年度からの森林環境譲与税の譲与額の増加に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準の見直しを要望

おおだて
【秋田県大館市】

＜林業経営者への再委託の推進や再造林支援＞

- ▶ 大館市では、森林経営管理制度等の創設を機に市の体制を充実させ、森林整備やその促進に関する幅広い取組を推進。
- ▶ 令和3年度は、78.6haの森林で新たに経営管理権集積計画を策定、1.2haを林業経営者に再委託したほか、ドローン活用による現況調査を実施。
- ▶ また、皆伐後の再造林を実施する森林所有者への補助（150千円/ha）による支援を実施。



〈ドローンによる現況調査〉



〈再造林支援のパンフレット〉

【事業費】

集積計画策定、再造林等
：2,332千円
(全額譲与税)

◇ 基礎データ

①令和3年度譲与額	63,123千円
②私有林人工林面積	12,096ha
③林野率	79.2%
④人口	69,237人
⑤林業就業者数	181人

ゆりほんじょう
【秋田県由利本荘市】

＜森林経営管理制度に基づく市町村による間伐の実施＞

- ▶ 由利本荘市は、私有林の約40%が私有林人工林であり、うち60%の森林で適切な森林整備が進んでいないことから、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく森林整備を推進する方針。
- ▶ 令和4年度は、4,206haの意向調査に取り組むとともに、令和2～4年度に意向調査を実施した森林において、41haの経営管理権集積計画を策定し、41haの間伐を実施した。



〈森林整備前〉



〈森林整備後〉

【事業費】

意向調査：7,045千円
(全額譲与税)
保育間伐：7,216千円
(全額譲与税)

◇ 基礎データ

①令和4年度譲与額	162,908千円
②私有林人工林面積	28,072ha
③林野率	75.4%
④人口	74,707人
⑤林業就業者数	282人

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

令和5年6月 林野庁・総務省

1. 森林整備

【人工林の整備等】

- ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施
- ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乗せ含む)
- ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成
- ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付
- ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化

【路網の整備】

- ・林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助
- ・林道等を管理者(森林組合)が改修する際に、資材費等を補助
- ・災害により被災した森林作業道等の復旧への補助

【花粉発生源対策】

- ・市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施
- ・森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助(上乗せ含む)
- ・苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援

【鳥獣被害、森林病虫害対策】

- ・植栽箇所における防獣ネットの設置等
- ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援
- ・松くい虫被害やナラ枯れ等の早期発見のための監視、被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽

【災害対策】

- ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助
- ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助

【計画策定・森林情報整備等】

- ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析
- ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入

【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】

- ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担

2. 人材育成**【林業事業者、林業従事者への支援】**

- ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助
- ・高性能林業機械の借上げ又は購入経費の補助
- ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成
- ・林業事業者が合同企業説明会等へ参加する費用への補助等

【研修生への支援】

- ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助
- ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援

【研修の実施】

- ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、森林作業道開設等の技術研修会を実施
- ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営・担い手研修を実施する施設の整備
- ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施
- ・大学生が林業事業者へインターンシップを行う経費への支援

【市町村体制の確保】

- ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置
- ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施

3. 木材利用

【施設の木造・木質化】

- ・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備
- ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置
- ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助

【木製品の制作・利用】

- ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置
- ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供

【木材利用のための体制整備】

- ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチング や、アドバイザー人材の育成
- ・木育インストラクター養成講座の開催
- ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助

4. 普及啓発

【都市側】

- ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催
- ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催
- ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体 と共同出展
- ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用した DIY ワークショップの開催

【山村側】

- ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受入れ体制の整備
- ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等)
- ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施